

一般財団法人長野県建築住宅センター令和7年法改正に伴う取扱いについて

当センターにいただいた質疑等について掲載していますが、詳しくは、国土交通省HPで公開されている「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）に係る質疑応答集（令和7年3月5日時点）（<https://www.mlit.go.jp/common/001869194.pdf>）を参照してください。

2月 17日 現在

No13-16追加

No	質疑	回答
1	新基準での確認申請の受付は4月1日より前に開始になりますか。4月1日以前に受付可能でも審査開始は4月1日以降ということで良いですか。	確認等法改正は、令和7年4月1日施行ですので、それ以前の申請は、様式も含めて現在のものとなります。よって、4月以降に着手する案件は、4月以降の受付けでお願いします。4月早々の着手など、お急ぎの方は事前に御相談をお願いします。
2	壁量等の基準に対応した表計算ツールや早見表について教えてください。「外壁の仕様」の入力欄がプルダウンになっていますが、「サイディング下地+磁器質タイル貼」の場合はどれに該当しますか。「サイディング」よりも荷重がかかりますが「サイディング」扱いになるのでしょうか。タイルの種類ごとの重量を調べて超えるようであれば荷重の近い「モルタル等」を選択することになりますか。	表計算ツールのエクセルシートのタグ「解説と注意事項」の表1-5の荷重と比較し、仕様の名称にこだわらず、安全性に配慮した荷重条件の項目を選択してください。
3	今回の確認申請変更ですが4月着工案件から適応されますか？4月着工であれば3月中に確認申請の審査をしていただかなければならずその際に、耐震等級2以上、省エネ基準を満たしていないければ完了検査の際に省エネ適判および構造関係の変更届等必要でしょうか？（新基準での審査になりますか？）今回の変更に関して、1年間の猶予期間があるとの話もあるのですが猶予期間はどの項目に関して適用されますか？	確認等法改正は、令和7年4月1日施行ですので、それ以前の申請は、省エネも含めて任意審査となります。完了検査時に、新法適用の審査が必要になります。よって、省エネ適判が必要になる場合もあります。（解説第2版P8スライド15参照）構造関係の1年間猶予は、壁量（令46条）及び柱の小径（令43条）になります。（確認審査マニュアル第3版P169Q2-7参照）
4	講習会補足資料省エネ関係P10チェックリスト換気設備で、ダクト式第1種換気設備（熱交換なし）とありますが、熱交換ありの場合は該当しないので、このリストは使えないのでしょうか？それ以外の項目は全て当てはまるのですが、仕様基準から外れ、標準計算か併用になり、省エネ適判が必要になるのでしょうか？	ガイドラインのチェックリストは改正されていませんが、国土交通省公表の表計算ツールでは、比消費電力（熱交換設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値）が、0.3 [W/ (m³/h)] 以下の換気設備が選択できるようになりましたので、ご活用ください。

No	質疑	回答
5	<p>・構造関係規定について</p> <p>1、評定機関により、長期優良住宅の許容応力度計算の審査が済んでいる場合。添付書類は、構造計算一式ですか？一部ですか？また、長期優良住宅で許容応力度計算(ルート1)の場合の実務上での運用について具体的に何を添付しどのようにすれば良いかをご教示願いたい。省エネ適判のような運用については構造規定については今回ないのでしょうか？</p> <p>2、1のように許容応力度計算をした場合、仕様表の提出は不要で宜しいですか。</p> <p>3、完了申請書類の写真添付の事ですが、今までの必要写真的には現地確認します。とのお話をしたが、現地で確認できないようなもので検査時に用意しておく写真はありますか？指示があつてから提出でもよいでしょうか。</p> <p>・省エネ基準適合について</p> <p>1、評定機関により、長期優良住宅で省エネ住宅の審査が済んでいる場合。認定通知書+申請書類最初の書式（計画書？）のものを添付で、他は省略でよかったです。</p> <p>・全体</p> <p>1、上記の場合の軽微変更・計画変更は、住宅センターのみの変更通知で宜しいでしょうか。評価機関の変更申請が終了してからの、軽微変更・計画変更になりますか？</p> <p>2、別の評価機関審査で長期優良住宅審査を受けた場合の認定通知など確認申請審査への提出期限についてですが、3日前とは35日の審査日数の3日前、32日目までにとの考え方でよいでしょうか。また、3日前までに提出できない場合は、必ず省エネ適判へ移行するとありますが、運用上もこのようにお考えでしょうか？</p>	<p>◆構造関係規定</p> <p>1. 建築基準法の構造計算に関する添付書類の合理化については、今回示されていません。よって、長期使用構造等で耐震の審査を受けている場合でも、構造関係の添付書類一式は必要になります。</p> <p>2. マニュアル（P28～）に記載の木造の仕様表は不要です。（ルート1等の構造計算を行った場合は、施行規則第1条の3で定義される「特定木造建築物」に該当しないため）構造を問わず、計算内容との整合を確認するため、構造関係の特記仕様書や図面に明示が必要です。</p> <p>3. 検査特例のない新1・2号建築物に関する工事完了時の検査は、工事監理者が施工者と行った工事監理の記録等を聞き取り等で確認（確認審査マニュアル第3版P155参照）することになります。完了検査申請書4面を作成する際は、照合方法（写真や記録）を確認していただき、その一部を検査時にお示しいただくことになります。検査特例がある新3号建築物は、旧4号と同様です。</p> <p>◆省エネ関係</p> <p>1. 確認申請時には、長期優良住宅認定（認定通知書及び申請書1面～3面）を添付いただければ良いです。評価機関と確認申請が違う機関の場合は、完了申請時に省エネ関係の書類一式を提出いただきます。</p> <p>◆全体</p> <p>1. 評価機関の変更手続きが終了してから行うか、当センターの省エネ適判手続きによるかは選択できます。基準法に関する変更も併せて申請してください。</p> <p>2. 法令による宣言書の審査日数は、35日ですので、3日前は32日となります。それを超えると省エネ適判に移行となりますので、早めにご相談をお願いします。起算日は、受付の翌日となります。</p>
6	確認申請を仕様基準で行い、その後住宅性能評価を標準計算に変更する場合は、完了検査時に申請をすれば検査は可能ですか。	住宅性能評価が、仕様→計算に該当しますので、省エネ適判の申請が必要です。（解説第2版P25スライド48参照）仕様→仕様でも仕様の内容が変わった場合は、完了検査前に審査が必要になる場合がありますので、早めにご相談ください。
7	準耐力壁の取扱いについて伺います。準耐力壁は、該当するすべての壁を計算する必要がありますか。	存在壁量に算入する準耐力壁等は任意に選択できます。四分割法や柱頭・柱脚の検討（1.5倍を超える場合は算入必要）など、ケースによって変わりますのでご注意ください。（質疑応答集P51 No49～52参照）

No	質疑	回答
8	4月上旬にどうしても着工したい物件があるのですが、3月に新基準で確認をおろしていただることはできませんか。	3月時点では、新法は適用できないので現行法に基づく確認となり、省エネを含めて完了検査時審査となります。そのため、3月以前に事前相談で内容を確認し、4月以降の申請・確認とする対応が考えられます。年度切り替え時は混雑が予想されますので、2月末を目途に、具体的な内容を持ってご相談ください。
9	現4号特例の申請は、いつまでに申請すれば現基準が、適用になりますか。	現4号の審査期間7日を考慮しますと、遅くとも3月14日（金）までには、申請をお願いします。消防同意案件は、消防署とも早めに協議しておいてください。不備もありますので、確認をお約束するものではありません。新基準は、着工が4月1日以降の場合適用となります。
10	手数料が複雑でわかりづらいのですが、わかりやすい表はありますか。	当センターに関する手数料を算定する、手数料算定シートを公開する予定ですので、ご活用願います。
11	天井高が増減する場合計画変更は必要になりますでしょうか。換気計算が変わってくるかと思います。	天井高の変更は、軽微な変更の対象になっていません。（規則3条の2）
12	1.4月着工の新2号建築物において、都市計画区域外に建築する物件については、集団規定の審査はありますか？構造、省エネのみですか？その際の書式はありますか？ 2.完了検査申請時に添付する自主検査記録や施工結果報告書などの書式はありますか？もしくはどのような書類が必要かサンプルみたいなものがありますか？	1. 法第3章に規程は、都市計画区域及び準都市計画区域内の限ります。 2. 当センターで決まった様式はございません。県で示されたチェックシート（暫定版）や現行の施工状況報告書などが参考となると思います。
13	弊社では、長期優良住宅を全棟取得しているのですが、その際に許容応力度計算にて全棟計算しています。この場合、構造関係規定についての申請書類は、簡易計算等と同じでしょうか？改正建築基準法2階建の木造一戸建ての住宅等の確信申請・審査マニュアル2ページの対象建築物には、仕様規定のみで構造検討する場合は、このマニュアル本は対象としない。とあるのですが、どのように書類を揃えれば良いのでしょうか？よろしくお願い致します。	講習会テキストP2に記載の対象建築物は、木造の新2号建築物で、仕様規定のみで構造検討をする建築物のことを指します。 新2号で法6条の4の確認の特例を受けない場合は、NO5-1と同様に、通常の構造図や構造計算書の添付が必要です。新3号で特例を受ける場合は、現4号建物と同様に、許容応力度計算含めて添付不要です。「マニュアル本が対象としない」の主旨は、上記特例を受けない場合で、構造計算を行ったケースと思われます。

No	質疑	回答
14	<p>1.長期優良住宅で許容応力度計算にて申請した場合で、確認申請も同審査機関の場合は 許容応力度計算の確認が緩和される等の処置はありますでしょうか？</p> <p>2.新2号建築での完了検査時に提出する書類（申請書以外）が何なのか、また現場にて確認される施工写真や納品書はどういったものが必要か明確にしていただきたい。</p> <p>また、写真については、例えば構造金物であれば全数の写真が必要なのか否かも明確にしていただきたい。金物に関わらず、施工写真は全数なのか、数カ所でよいのか明確にしていただけると助かります。</p> <p>3.新2号建築の住宅で、完了検査済証がまだ下りていない場合、完成お披露目会や補助金制度の中で構造見学会は、都度仮使用を取得する必要がありますでしょうか？</p> <p>見学会となるので、第三者の方に向けたイベントとなります。</p>	<p>1.NO5-1.を参照願います。</p> <p>2.NO5-3を参照願います。</p> <p>3工事完了前の構造見学会は、法7条の6に規定する建築物の使用には該当しないと思われますが、法90条の規定を踏まえて、特定行政庁へご確認願います。また、工事現場の安全確保については、他法令もあり関係機関と充分協議が必要と思われます。</p>
15	省エネの仕様基準について 付加断熱の場合、どの断熱材の仕様でチェックすべきでしょうか。性能が良い方でチェックすればよいでしょうか	性能が良い方の単体でもよいですが、複合的に評価する場合は、R値を合理的に算出した根拠をお示しください。
16	<p>①仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物については、必要事項を仕様表等に記載することで添付図面が省略可とのことでしたが、具体的にどこまで省略可能か確認させて下さい。 (改正基準法 確認申請・審査マニュアル(第3版)の冊子より) 第2章 確認申請図書の作成例 3. 確認申請図書(参考) ページ「p66~70」構造詳細図(1)~(5)まで全て省略可能な図面に該当しますか？</p> <p>②基礎の構造計算を行う場合は、平12建告第1347号べた基礎の仕様とする必要はないとのことですが、仕様書等に「立上りの補強筋：フック無（構造計算により安全性を確認）」と記載することで良いでしょうか？</p> <p>③べた基礎の根入れ深さに関して、基礎底部から凍結深度以深(+15~20cm程度)まで「捨てコン(ラップ ルコンクリート) + 厚めの碎石層(15cm以上)」を設けることで排水性を向上させる設計とする場合は、その旨を仕様書等に記載することで良いでしょうか？</p> <p>④地盤調査をSWS試験で行った場合、地盤調査報告書は確認申請時に添付が必要でしょうか？</p>	<p>①改正施行規則の定めにより、仕様表の添付により確認できる場合は、伏図（基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図）と軸組図（二面以上の軸組図）の添付が不要となります。その他の図面は全て添付が必要とされています。屋根・外壁等は、仕様書に、柱頭・柱脚金物については、仕様金物一覧に変えることも可能と思います。</p> <p>②ご指摘の通り、フック無の安全性が構造計算で確認できれば、仕様表記載と検討資料を添付することで可能です。なお、フック無の取扱いについては、「木造軸組工法住宅の許容応力度設計①」(2017年版) P168解説(3)をご参照ください。</p> <p>③仕様書への記載で構いません。ただし、凍結震度と基礎の深さの取扱いは、各特定行政庁で違う場合がありますので、所管の特定行政庁へお問い合わせ願います。</p> <p>④根拠資料として添付願います。</p>